

平成 21 年度地方税制改正（案）について

総務省
平成 20 年 12 月

1 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

- 対象者 所得税の住宅ローン控除の適用者
(平成 21 年から平成 25 年までの入居者)
- 控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、
所得税における税額控除額と同額（最高 9.75 万円）を限度に控除
- ※ 市町村に対する申告は不要（給与支払報告書等について、所要の改正）
- ※ 減収額は、全額国費で補てん

◎ 不動産取得税における特例措置（平成 21 年度～平成 23 年度）

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を 3 年延長
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例措置（2 分の 1）
を 3 年延長

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置（平成 21 年度～平成 23 年度）

- 現行の負担調整措置を継続
 - ・負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が一定割合以上の土
地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置
 - ・負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の
5%を加算
- 据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続
- 商業地等に係る条例減額制度を継続
- 新たな条例減額制度の創設
 - ・商業地等及び住宅用地のうち、税負担が大幅に増加する土地について、地
方公共団体の条例により、税額の上昇を 1.1 倍まで抑制できる制度を創設

2 道路特定財源関係

◎ 道路特定財源の一般財源化

- 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止
 - 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税（仮称）に改め、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税とともに使途制限を廃止
 - 譲与税の譲与・交付金の交付は、引き続き道路の延長・面積を基準
 - 軽油引取税の課税免除措置については、3年間存続
- ※ 暫定税率分も含めた税率については、今後の税制抜本改革時に検討

◎ 自動車取得税の時限的負担軽減措置（平成21年度～平成23年度）

- 低燃費車・低公害車等（新車）について、時限的な税率軽減措置を導入（3年間）

電気自動車・ハイブリッド自動車等	… 免除
☆☆☆☆ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成車	… 75%軽減
☆☆☆☆ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成車	… 50%軽減
重量車（平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成）	… 75%軽減
重量車（平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成）	… 50%軽減

（注）「☆☆☆☆」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車

3 金融証券税制

◎ 配当・譲渡益に対する軽減税率（平成21年1月1日～平成23年12月31日）

- 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（10% / 所得税7%、住民税3%）を3年延長

◎ 確定拠出年金の見直し

- 企業型確定拠出年金に導入されるマッチング拠出の掛金の全額を所得控除の対象とするとともに、拠出限度額を引上げ

平成 21 年度与党税制改正大綱（抄）

〔平成 20 年 12 月 12 日
自由民主党・公明党〕

第二 税制抜本改革の全体像

〔税制抜本改革の意義と必要性〕

われわれが直面している危機は、当面の経済金融情勢によるものに止まらない。

わが国財政は、債務残高対 GDP 比が約 150% という危機的な状況であり、将来世代に負担を先送りする構造となっている。財政が本来有すべき資源配分機能が失われ、成長の阻害要因となっているほか、所得再分配上果たす役割が制約されるため、個人間の格差や都市と地方の格差の拡大の一因となっている。

こうした中で、本格的に少子長寿化社会を迎えているわが国は、安心で活力ある経済社会を目指していかなければならない。すなわち、子育て支援等の少子化対策を通じ人口減少に歯止めを掛けつつ、成長力の強化により労働生産性を向上させるとともに、さまざまな格差に対してもセーフティネットの構築によりその拡大を防がなければならない。同時に地球環境を守る観点から国民の生活や経済活動の低炭素化を促進する必要がある。

こうした諸課題に的確に応える財政構造を構築するためには、まずは近年最大の歳出増加要因となっている社会保障関係費の増大について、給付と負担のバランスを確保することが急務である。

すなわち、社会保障分野においては、給付という受益を現在の世代が受けながら、負担は国債を介して将来世代に先送りされており、このことが国民の間に社会保障制度の将来に対する大きな不安をもたらしている。年金、医療、介護等の社会保障は国民一人ひとりの生活の基盤であり、信頼できるセーフティネットが確立されることは広く国民が望むものである。また、社会保障制度は所得再分配のうえで大きな役割を果たしている。これらを踏まえれば、今後累増する社会保障費について、抑制によってのみ対応していくことは適切でない。社会保障制度については、安心と活力のバランスのとれた持続可能な制度を目指すことが適当であり、わが国は今後その機能強化と効率化を図る一方、給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを断ち切らなければならない。

われわれは、昨年の税制改正大綱において、後世代に負担を先送りしないために

必要な措置について、不退転の決意でその具体化に取り組む決意を述べた。

社会保障を守り、将来世代に負担を付け回すことなく、信頼できる制度として次の世代に引き継いでいくためには、その負担を今後減少が見込まれる勤労者世代など国民の一部に集中させることは適当でない。現在の世代の国民がみな年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じる必要があり、国民がその消費の額に応じて広く公平に負担する税である消費税を社会保障の主要な財源に充てることが合理的であり、適当である。国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する費用について、現在消費税（国分）の使途とされている基礎年金・老人医療・介護の3経費すら負担が先送りされている状況を踏まえ、持続可能で堅固な社会保障制度の実現に向けて消費税を主要な財源とした財源確保の道筋をつけるべきである。

もとより税制の課題は、社会保障によるセーフティネットと所得再分配を安定財源の確保を通じて支えることのみではない。経済の成長力の強化や社会におけるさまざまな格差の是正、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応していく必要がある。

われわれは、広くこうした諸課題を見据え、これまでに累次にわたって税制抜本改革の早期の実現を訴えてきた。その基軸となるべき消費税率の見直しについては、現下の厳しい経済金融情勢にかえりみれば今その実施のタイミングにはない。しかしながら、毎年1兆円規模で費用が増大する社会保障制度の持続可能性の確保はもとより、来年度から実施する基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げや、社会保障の機能強化に対する国民の要請に適切に応えていくためには、制度的準備を整えた上で、経済状況の好転後、速やかに税制抜本改革を実施する必要がある。われわれは、経済活性化と財政健全化の両立を図っていくべき責任を有する与党の矜持として、来るべき税制抜本改革の具体的な道筋を以下のとおり示す。

[税制抜本改革の道筋]

基礎年金国庫負担の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療、介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、以下の基本的方向性により、消費税を含む税制抜本改革を経済状況の好転後に速やかに実施し、2010年代半ばまでに持続可能な財政構造を確立する。このために必要な法制上の措置をあらかじめ講じておくものとする。もちろん、経済の動向の変化に弾力的に対応する。また、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底に一段と注力する。

なお、上記の道筋を立法上明らかにすることなどをもって、われわれが直面する経済金融面の危機のみならず、社会保障の安定財源確保、格差のは正や経済の成長力の強化という中期的課題にも応えた財政を構築する責任を担う姿勢を示していきたい。

- 1 個人所得課税については、格差のは正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面もあわせた総合的取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- 2 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- 3 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金・医療・介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面もあわせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- 4 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- 5 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。
- 6 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- 7 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- 8 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。